

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 鶏等の移入の禁止

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第七十号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物

品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

兵庫県赤穂市の区域

鳥取県告示第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を昭和六十年十一月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

泊村が行う土地改良事業(地区再編農業構造改善事業筒地地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

三朝町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業大谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業明利地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）市場地区区画整理及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

赤碕町

二 事業の種類

赤碕町民運動場建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 東伯郡赤碓町大字太一垣字東河原地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
赤碓町役場

鳥取県告示第七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十年七月十一日鳥取県指令受米土維第四百十五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市陰田町
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市祇園町二丁目三四
細谷シート工業有限会社
代表取締役 中村豪男

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年11月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 亨 代 次

1 受講対象者

- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者
- (3) 交付を受けている講習終了証明書が、交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和60年12月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂、 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者
昭和60年12月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県議会棟3階第16会議 室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長
を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料
料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）